

XI 公園

(1) 概要

公園は、道路や橋梁、港湾といった他のインフラ施設と比べ、機能が多様な施設である。もともとは、江戸時代には火災時の延焼を防ぐ防災目的のための広場が設けられたり、都市化に伴う疫病の蔓延を防ぐ衛生目的のために設けられた空間に由来する施設であり、現在でも、災害時などの避難場所としての機能を持つ。日常生活のゆとりのための施設という役割のほか、その由来からも、都市計画の上でも防災上の重要施設でもある。しかし、北海道では、冬季に長期間の避難を行うことはできない。

都市公園は、基本的には都市計画の一部としての位置付けを有する公園を指し、公共部門により行われる公園機能を有する事業でも、都市公園として公告していなければ、都市公園には分類されない。

(2) 伊達市の公園等

伊達市の都市公園は、分析 18 ページに記載しているように、33 か所であるが、このほか、自然公園、公園予定地、緑地帯、土地開発公社などで取得した公園予定地について、都市整備課で管理されている。

これらの内訳は次のとおり。

都市公園

種別	街区公園	近隣公園	広場公園	総合公園	地区公園	都市緑地	合計
面積 (ha)	5.47	4.2	0.13	17.7	8.72	0.59	36.81
数	23	2	4	1	1	2	33

その他

種別	内容	管理	数	面積
自然公園	伊達市自然公園条例に基づく自然公園	維持管理されている。	4	177,890.0
公園予定地	開発行為により、住宅団地内に設置された公園・広場など	現状が道路などの者を除き、概ね維持管理されている。	52	14,085.3
緑地帯	開発行為により、住宅団地内に生じた細長い緑地など	場所把握のみ	13	916.2
公社等	公社等により特別な目的で取得し、整備不要なもの	維持管理	13	27,839.2
その他	里道や海浜公園など、特殊な目的で取得されたもので整備不要なもの	公園に付随する 1 か所のみ維持管理	6	12,214.0
合計			88	232,944.7

公園予定地は、更地で移管され、遊具や樹木は整備されていない。北海道では、民間事業者による宅地開発の際に、団地内に置かれた広場、道路も、自治体に移管されることが多いとのことであり、都市公園の認定は受けていないが、都市整備課で維持管理されている。

緑地帯は、同様に開発により発生した緑地であるが、住宅と道路の間の狭い緑地などであり、市の資産であることから、都市整備課で実態は把握されているが、維持管理は不要と考えられているものもある。

その他は、実質的に3か所であり、うち最も面積の大きいのは、南有珠町公園予定地 8,690 m²である。

(3) 管理状況

1) 全般

伊達市都市整備課では、夏季の期間だけ雇用する6人の臨時職員を3班に分け、草刈や簡易な修繕などの維持管理を行う。それぞれの班は、主要な担当する公園や緑地を決めている。このほか、シルバー人材センターへの委託により維持管理を行うものもある。

(監査手続き)

臨時職員各班の作業日誌を閲覧し、作業の状況を確認した。

例えば、館山公園班の7月館山公園以外の作業状況は次のようなものである。3班のうち、舟岡班が、他公園の作業が多い。

- 8.1 鹿島町広場、錦町広場草刈 不二工営奥3%緑地草刈
- 8.7 すみれ児童公園草刈
- 8.14 西浜・山下児童公園草刈
- 8.21 すみれ・さくら児童公園草刈
- 8.22 さくら児童公園草刈
- 8.24 西浜児童公園草刈
- 8.29 東関内・栽培漁業センター・長和3%緑地草刈
- 8.30 生協横 西浜3%緑地草刈
- 8.31 不二工営奥3%緑地草刈

2) 修繕

公園の柵、遊具、ベンチ、街灯などの修繕を行う。利用者からの通報や、遊具点検、臨時職員からの報告などにより、修繕箇所が把握され、市により対応ができないものにつき、必要に応じ、外注による修繕を行なう。

(監査手続き)

平成24年度の修繕一覧によると、9公園の22修繕であり、総額は1,127千円である。これらにつき、支出命令及び完了審査と照合したところ、一致していた。

うち、長流川大滝散策路の足湯排気塔は、木製の灯籠のような形の凝った造りのものを再構築しているが、たびたび壊れるようであれば、強度に問題がある可能性がないか、検討する必要がある。

(意見) 修理が必要と判断されたものについて、元のとおり修繕しているが、異なる構造のものにする必要があるか、修理記録を公園台帳に記載し、閲覧できるようにするなどの方法により、検討できる資料整備が望まれる。

3) 請負

都市公園のうち、だて歴史の杜には、各種の市施設が置かれている。このうち、平成 22 年度に、施設の新設に関する実施設計 1 件、プール新築工事が 1 件の契約が行われている。

この契約事務につき、実施設計 26,565 千円については、随意契約であるが、プロポーザル方式により設計者に選定されたため、実施設計は他の者により行えないためのものであること、プール新築工事（建築 1 工区）は 5 者による入札が行われており、比較価格 326 百万円に対し、309.5 百万円で落札されている。

これらの入札手続きが規則に沿って行われていることを確認した。

4) 遊具

公園に設置された遊具による事故を防ぐために、遊具の点検と点検結果への対応が求められている。

(監査手続き)

平成 24 年度に、公園遊具の点検が行われていること、及び対応が行われていることを確認した。

遊具点検の結果は、A～D の 4 ランクで評価され、D は基本的に撤去か修理が必要とされる。平成 24 年度の D ランク 133 件のうち、5 件を抽出し、対応が行われていることを確認した。

(意見) D 評価であっても、職員により対応されるものなど、対応されたことが客観的に確認できないものがあった。毎年の評価結果に対し、何日にどのような対応を行ったのか、記録すること、またその結果を報告する制度を設けることにより、危険箇所への対応が漏れなく行われ、危険な遊具が放置されないような対応が必要である。

5) 台帳等

①都市公園

都市公園については、都市公園法に基づき、公園台帳が作成される。

(監査手続き)

・33 の都市公園について、公園台帳と照合し、沿革、施設などの必要事項が記載されていることを確認した。街区公園の多くは、市の開発した団地内の公園である。

また、公園用地のうち、他からの借地によるものは 2 か所であったが、いずれも国有地であり、面積はそれぞれ 0.1ha 強であるが、使用料は減免されている。

(指摘事項) 泉の沢緑地公園については、公園台帳が整備されていないので、調製が必要である。

・だて歴史の杜 (17.7ha) の庭園維持管理業務は、民間委託されている。設計金額 2,200 千円につき、4 社による入札が行われていることを確認した。

(意見) 指名入札については、指名先の決定方法を文書化し、入札が適正に行われたことを後日でも確認できるシステムとすることが望まれる。

②自然公園

自然公園は、善光寺自然公園以外の台帳は作成されていない。善光寺自然公園についても、面積等の記載された台帳はない。

この公園は、伊達市善光寺の土地を借地により市の公園としているものである。

(監査手続き)

・借地契約書を閲覧し、契約に基づき市の公園が設置されていることを確認した。借地契約は、10年間を契約期間としているが、更新が可能である。借地料は無料である。

・善光寺自然公園に関するシルバー人材センターの委託契約書及びその実施報告書を閲覧した。契約は、随意契約によっている。自然公園の管理は、公園の樹木の管理であり、経済性にも優れている、という理由が記載されている。

年額は、2,597,436円である。

・善光寺自然公園の現地在、良好に管理されていることを確認した。

③その他の公園

その他の公園等について、台帳は作成されていないが、地図及び写真により、場所が特定され、状況が把握されている。

・「公園予定地」52か所から13か所を抽出し、地図及び写真と照合し、管理されていることを確認した。

・「公社等」13か所から5か所を抽出し、同様に管理されていることを確認した。

(意見) 「公社等」と分類されている土地は、公社等で取得したものと思われる。竹原町4,055㎡、長和町6,618㎡など、現況は空地であり、遊休資産の実態にあり、利用・処分が可能であるかの検討が望まれる。

また、これらは他の遊休地と併せて検討されることが望まれる。

